

「若年者に対する刑事法制
の在り方に関する勉強会」
取りまとめ報告書

平成28年12月

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」

取りまとめ報告書 目次

第 1	「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の実施について	1
1	「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の趣旨	1
2	本勉強会の実施状況	2
(1)	ヒアリング	2
(2)	若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集	3
(3)	資料調査	3
(4)	内部検討等	3
第 2	本勉強会における検討結果の概要	3
1	少年法適用対象年齢の在り方について	4
(1)	現行法（20歳未満）を維持すべきであるという考え方の主な理由	4
(2)	18歳未満に引き下げるべきであるという考え方の主な理由	6
2	若年者に対する刑事政策的措置	8
(1)	受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置	8
(2)	施設内処遇と社会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置	10
(3)	社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置	11
(4)	罰金又は起訴猶予となる者に対する再犯を防止するための刑事政策的措置	15
(5)	若年者に対する新たな処分の導入	16
(6)	「若年者」の範囲	17
(7)	手続の在り方	17
(8)	その他	17
第 3	おわりに	18

(添付資料)

- 資料 1 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 構成員等名簿
- 資料 2 ヒアリングの実施日、対象者及び各意見の要旨
- 資料 3 一般保護事件の終局人員－終局時年齢（14歳から19歳まで）ごとの非行別、終局決定別（平成26年）
- 資料 4 刑事事件（略式請求事件を除く。）の終局人員－終局時年齢（14歳から25歳まで）ごとの罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む。）（平成26年）
- 資料 5 保護処分に付された原則逆送事件及び少年院送致・公判請求された年長少年に係る事件の概況
- 資料 6 少年院出院者及び刑事施設出所者の予後調査について
- 資料 7 保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者）の現状調査及び保護観察処分少年の予後調査

第1 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の実施について

1 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の趣旨

選挙権年齢を18歳に引き下げることを内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）附則第11条は、「国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第1条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治29年法律第89号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定し、国に対し、少年法^{*1}の規定について検討を行い、必要な法制上の措置を採ることを求めている。

また、民法の成年年齢については、平成21年10月、法制審議会から「国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げら

*1 現行少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」ものであり（少年法第1条）、少年が罪を犯した場合に、類型的に、成人とは異なる取扱いをすることを定めている。少年法が定める成人とは異なる取扱いの主な内容には、①家庭裁判所への全件送致主義が採られていること（捜査機関は、犯罪の嫌疑がある場合には、家庭裁判所に事件を送致することが義務付けられている。）、②成人が罪を犯した場合には「刑罰」の対象とされているのに対し、少年が罪を犯した場合には、原則として、非公開の少年審判により「保護処分」等の少年法の枠内における処分が行われ、調査・審判の結果、刑事処分相当と認められる場合に限って「刑罰」の対象とされていること、③少年が「刑罰」の対象とされる場合においても特別の措置の対象とされていること（罪を犯すとき18歳未満であった者に対しては死刑を科すことはできず、死刑をもって処断すべき場合には無期徒刑を科する（同法第51条第1項）、罪を犯すとき18歳未満であった者に対しては無期徒刑をもって処断すべきときであっても有期徒刑を科すことができる（同条第2項）、少年に対して有期徒刑をもって処断すべきときは長期と短期を定める不定期刑を言い渡す（同法第52条第1項）等）、④家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、容貌等により、その者が当該事件の本人であることを推知することができるような報道を禁じていること（いわゆる推知報道の禁止：同法第61条）がある。

れることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。」との答申^{*2}がなされており、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等を踏まえ、現在、成年年齢を18歳に引き下げることに向けた具体的な準備が進められている。

これらの状況に鑑み、少年法の適用対象年齢について検討を行う必要があるが、この問題は、単に「少年」の範囲を現行法の範囲（20歳未満）のまま維持するか、その上限年齢を引き下げるかという問題にとどまらず、刑事司法全般において、成長過程にある若年者をいかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものである。そのため、少年法の適用対象年齢の在り方は、罪を犯した若年者に対する処分や処遇の在り方全体を検討する中で検討されるべきものであると考えられる。

そこで、法務省においては、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について検討を行う上で必要となる基礎的知見を幅広く得るため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」（以下「本勉強会」という。本勉強会の平成28年12月時点における構成員及びアドバイザーは別添資料1のとおり）を実施した。

2 本勉強会の実施状況

(1) ヒアリング

本勉強会においては、平成27年11月2日から平成28年7月29日まで合計10回のヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいては、法分野の実務経験者や研究者のほか、社会、福祉、教育、医療等関係分野の実務経験者や研究者、犯罪被害者、報道関係者等合計40名の方々から御意見を伺った。

各回の実施日、ヒアリング対象者及び各意見の要旨は別添資料2のとおりである。

なお、別添資料2は飽くまで要旨であり、ヒアリングにおいて述べられた

*2 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_091028-1.html

意見の詳細な内容については、議事録^{*3}を参照していただきたい。

(2) 若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集

本勉強会においては、平成27年11月16日から同年12月31日までの間、電子メール及び郵送の方法により、若年者に対する刑事法制の在り方全般について広く国民の意見を募集した。

若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集（以下単に「意見募集」ともいう。）に寄せられた意見の内容については、「若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する意見募集結果」^{*4}を参照していただきたい。

(3) 資料調査

本勉強会においては、関係機関の協力を得て、資料の調査を実施した。

資料調査を行った事項及び調査結果は、次のとおりである。

- ア 一般保護事件の終局人員－終局時年齢（14歳から19歳まで）ごとの非行別，終局決定別（平成26年） 別添資料3のとおり
- イ 刑事事件（略式請求事件を除く。）の終局人員－終局時年齢（14歳から25歳まで）ごとの罪名別，量刑分布別（終局区分別を含む。）（平成26年） 別添資料4のとおり
- ウ 保護処分が付された原則逆送事件及び少年院送致・公判請求された年長少年に係る事件の概況 別添資料5のとおり
- エ 少年院出院者及び刑事施設出所者の予後調査について 別添資料6のとおり
- オ 保護観察対象者（保護観察処分少年・少年院仮退院者）の現状調査及び保護観察処分少年の予後調査 別添資料7のとおり

(4) 内部検討等

本勉強会においては、前記ヒアリング、意見募集及び資料調査の結果を踏まえた上、アドバイザーによる刑事法・刑事政策に関する専門的見地からの助言を得つつ、内部検討を行い、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討する上で必要となる基礎的知見を整理し、本勉強会の成果として本報告書を取りまとめたものである。

第2 本勉強会における検討結果の概要

*3 <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>

*4 <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>

1 少年法適用対象年齢の在り方について

公職選挙法の選挙権年齢に続いて民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合における少年法適用対象年齢の在り方については、現行法（20歳未満）を維持すべきであるという考え方と18歳未満に引き下げるべきであるという考え方があり、それぞれの考え方の主な理由は、次のように整理することができる。

(1) 現行法（20歳未満）を維持すべきであるという考え方の主な理由

ア 法律の適用対象年齢は、立法趣旨や目的に照らして各法律ごとに個別具体的に検討すべきであり、少年法適用対象年齢は、必然的に公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢と連動しなければならないものではない。

現行法においても、少年院の収容継続制度などにおいて、20歳以上の者に対する保護処分が予定されている。また、旧少年法^{*5}においては少年は18歳未満とされ、民法の成年年齢（20歳）と一致していなかった。

イ 少年保護事件の手続及び保護処分に付された少年に対する処遇は、少年の再非行の防止と立ち直りを図る上で機能している。特に、比較的軽微な罪を犯した18歳、19歳の者に対しては、現在有効に機能している保護処分を活用し、再社会化の促進・再犯の防止を図ることが望ましい。また、現在有効に機能している制度を活かすべきであるとの国民の意見がある。

ウ 少年法適用対象年齢を引き下げた場合、18歳、19歳の者は、刑事処分の対象となるが、刑罰による威嚇で非行を思いとどまらせることはできない。再非行の防止と立ち直りに必要なことは、まず少年の資質、生育歴、環境上の問題点等を理解し、被虐待体験等がある場合には、その心の傷を受け止め、教育的・福祉的な援助をすることである。

また、18歳、19歳の者が保護処分の対象から外れることになれば、例えば次のように、再犯・再非行防止に必要な処遇や働き掛けが行われなくなり、その結果として再犯・再非行の増加が懸念される。

(ア) 現行法の下であれば少年院送致となる者が実刑となる場合、刑務所においては、施設規模が大きく、少数の刑務官等で多数の受刑者を処遇することから、個別の働き掛けには限界がある。また、教育的処遇を

*5 旧少年法（大正11年法律第42号）は、大正12年1月1日に施行され、昭和23年に現行の少年法に全部改正された。

大幅に拡大し実施するには、刑務作業との関係等から生ずる時間的な制約等がある。

他方、少年院においては、収容人員が小規模であり、日中から夜間を通じて、個別担任を中心とした法務教官による個々の問題性に対する指導はもとより、生活全般にわたる働き掛けを行うことができる。そのため、刑務所における改善更生に向けた指導は、きめ細かさの点において、少年院における指導に到底及ばない。

- (イ) 現行法の下であれば少年院送致となる者が自由刑の全部執行猶予、罰金又は起訴猶予となる場合、少年院における要保護性に応じたきめ細かな教育と援助の機会を失わせることになる。
- (ウ) 現行法の下であれば保護観察となる者が保護観察の付されない執行猶予、罰金又は起訴猶予となる場合、立ち直りのための社会内処遇がなされないままに手続が終結することになる。
- (エ) 現行法の下では、手続の過程において、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による資質上及び環境上の問題点に関する調査・分析及び改善更生に向けた働き掛け（いわゆる保護的措置）が行われているが、このような調査・分析及び改善更生に向けた働き掛けが行われないことになる。
- (オ) ぐ犯による処分^{*6}が行われなくなる。

エ 18歳、19歳の者の社会的・精神的な成熟度は以前よりも低くなっている。

オ 脳の発達が20歳代半ばまで続くという脳科学の知見を見ても、18歳、19歳の者は、未成熟で発達の上にある可塑性が高い存在であって、罪を犯したことについて成熟した大人と同じように非難し、責任を負わせるべきではなく、また、処遇・教育の効果が特に期待できる存在である。

カ 少年法は、平成12年以降、いわゆる原則逆送制度の導入、少年に科し得る刑の在り方の見直し等の改正がされ、悪質重大な少年事件についての対応がされてきており、少年法適用対象年齢を引き下げる必要性はない。

*6 少年法は、未だ罪を犯すに至っていない場合であっても、保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由（ぐ犯事由）があり、かつ、将来罪を犯すおそれ（ぐ犯性）のある少年を、家庭裁判所の審判に付することとしている。（少年法第3条第1項第3号参照）

キ 諸外国では18歳を成人とする国が多いが、現行少年法は世界的にも評価されており、また、各国の制度、状況等はそれぞれ異なることから、諸外国に合わせる必要はない。

ク 少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げた場合、若年者に対する刑事政策的措置を講ずるとしても、行為責任原則や刑事手続的なデュー・プロセスの確保から生ずる限界がある。

(2) 18歳未満に引き下げるべきであるという考え方の主な理由

ア 現行法の保護処分は、少年の健全育成を目的とするが、例えば、少年院送致は相当期間身柄が施設に収容されるなど、少年の権利を制約する不利益処分でもある。このような保護処分は、少年が、典型的に、未成熟であって判断能力が不十分であることから、国家が後見的に介入するという保護主義（パターナリズム）によって正当化されている側面があるが、権利を制約する不利益処分である以上、国家が後見的に介入する範囲は、謙抑的に定められるべきである。

この点に関し、現行法の少年の範囲は、民法の未成年者の範囲と一致しているところ、民法の未成年者は、未成熟であって判断能力が不十分であることに鑑み、親の親権の対象となり、また、取引における保護を受けることができるものとされている。

しかし、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合には、18歳以上の者は、「成年者」となり、生活全般にわたって親の親権に服さず、取引に関する行為能力も認められることとなる。そのような「成年者」を、典型的に保護主義（パターナリズム）に基づく保護処分の対象とすることは、過剰な介入である。

イ 一般的な法律において「大人」として取り扱われることとなる年齢は、一致する方が国民にとって分かりやすく、18歳に達した者に対して「大人」としての自覚を促す上でも適切であって、公職選挙法の選挙権年齢及び民法の成年年齢を18歳に引き下げる趣旨とも整合する。

ウ 法律の適用対象年齢は、立法趣旨や目的に照らして各法律ごとに個別具体的に検討するべきであるとしても、各法律の制度の根拠に共通する部分があるのであれば、整合性が図られるべきである。

少年法の少年について保護主義（パターナリズム）に基づく制約を行う根拠は、民法の未成年者の場合と共通しており、両制度とも、本人が未成熟であって判断能力が不十分であることに鑑み、本人のためにその自由を

制約するものであるから、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、民法上成年者として扱われ、そのような保護の対象とならない18歳、19歳の者を少年法上典型的に少年と扱って国家が後見的に介入することは、整合的でない。

エ 犯罪被害者等からは、少年法適用対象年齢の引下げは犯罪の抑止につながるとの意見や、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が変わるのであれば、責任ある行動がとれると国によって認定された18歳、19歳の者が重大な罪を犯した場合に、少年法が適用されて刑罰が減免されるなどということは許されることではない等の意見が述べられている。

オ 少年法を含む刑事法制は、国民の健全な法意識によって支えられているものであり、罪を犯した少年を典型的に刑罰を科さずに保護処分に付し得る等の成人とは異なる取扱いの対象とすることは、少年に対する国民の寛容が期待できることに支えられている。

しかし、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、生活全般にわたって親権に服する必要がなく、契約を単独で行うことができることとなる18歳、19歳の者について、このような国民の寛容を期待することは困難である。

カ 現在の18歳、19歳の者の社会的・精神的な成熟度が以前よりも低くなっているとの指摘があるが、選挙権及び国民投票の投票権を有する者の年齢は18歳以上に引き下げられており、18歳、19歳の者には相応の判断能力があると認められたものと評価できる上、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合には、18歳、19歳の者は、親権に服する必要がなく、単独で法律行為を行う能力を有すると評価されたものといえるから、刑事司法においても「成人」として扱うことは、合理性がある。

キ 脳の発達が20歳代半ばまで続くとしても、脳の発達程度だけで、罪を犯したことについてどの程度非難し責任を負わせることができるかが決まるものではない。

ク 諸外国では18歳を成人とする国が多い。

ケ 少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げた場合における前記(1)ウの刑事政策的懸念に対しては、後記2の若年者に対する刑事政策的措置により対応することができる。

そもそも、罪を犯した若年者の改善更生を図り、再犯を防止するのに必要な処遇や働き掛けは、少年法の「少年」として保護処分の対象とした場

合には行うことができるが、「成人」として刑罰の対象とした場合には行うことができないというものではない。刑罰には、罪を犯した者が再び罪を犯すことを防ぐという目的があり、刑罰を科された者に対しては、その改善更生を図り、再犯を防止するため適切な処遇が行われるべきである。

2 若年者に対する刑事政策的措置

現行法下における少年の処遇等については、少年の改善更生のために機能しているとの評価があり、そのため少年法適用対象年齢の引下げに対して、前記1(1)ウ記載のとおり、刑事政策的懸念が示され、現行の少年法適用対象年齢を維持すべきであるとの意見や同年齢を引き下げの場合にはこれら懸念に対応する措置を採るべきであるとの意見等、様々な意見があることから、少年法適用対象年齢を引き下げるか否かを検討するに当たり、このような懸念について、どのような刑事政策的措置があり得るのかを検討することは重要である。また、そのような措置は、20歳未満の者のほか、20歳以上の若年者についても、その改善更生・再犯防止に資する場合があると考えられるため、若年者一般に対する刑事政策的措置の在り方を視野に入れて検討することも有益である。

本勉強会において検討した結果、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合において、これに伴う刑事政策的懸念に対応し、かつ、18歳、19歳の者を含む若年者に対する処分・処遇やアセスメント^{*7}をより充実したものとする刑事政策的措置として、以下に掲げるものが考えられる。

もつとも、これらは、運用によって対応可能なものから法制上の措置を必要とするものまで、現時点で考えられるものを幅広く記載したものであり、理論的な観点等からなお検討を要するものもある。また、ここに記載していない刑事政策的措置を今後の検討対象から除外することを意図するものでもない。

なお、以下に掲げる刑事政策的措置の対象者の範囲は、その目的、内容、効果等に応じて定められるべきものである。そのため、18歳、19歳の者を含む「若年者」を対象とする措置のほか、「若年者」に限らず、全ての年齢の者を対象とすることが相当と考えられる措置も含まれている。

(1) 受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置

罪を犯して施設に収容された者の改善更生を図り、再び罪を犯すことを防

*7 アセスメントとは、対象者の行状、生育歴、資質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識・技術に基づいて調査・評価し、処遇指針を示すことである。

ぐため、施設内において充実した処遇・教育を行うことが重要である。

特に、少年法適用対象年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳の者が保護処分の対象とならなくなるが、これらの者を含む若年者が刑事処分を受けて施設に収容されるとき、若年者の特性に応じ充実した施設内処遇を受けられることが望ましく、これを可能にする措置を講ずることが適当である。

そこで、受刑者に対する施設内処遇を充実させる刑事政策的措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 若年受刑者に対する処遇の原則の明確化及び若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

若年受刑者は、可塑性に富む場合があり、改善更生のためにその特性に応じた矯正処遇を更に充実させることが重要である。

そこで、若年受刑者について、その特性に応じた矯正処遇の実施に関する処遇の原則を明確化した上、若年受刑者を対象とする処遇内容を充実させることが考えられる。

また、若年受刑者に対し、現在少年院で行われているような教育的な処遇が有用である場合には、そのような教育的な処遇を実施することができるものとし、そのために必要な若年者を収容する施設及び体制を整備することが考えられる。さらに、少年院において刑を執行することができる受刑者の範囲を現行法の16歳未満の者から拡大することも考えられる。

イ 若年受刑者に対する処遇調査の充実

受刑者については、刑務所の入所時に処遇調査が行われ、その結果に基づき、処遇要領が策定されている。特に、若年受刑者については、その特性に鑑み、他の受刑者よりも精密な処遇調査が行われている。個人の特性に応じた適切な処遇を実施し、若年受刑者の改善更生を図るため、このような処遇調査の内容等を更に充実させることが重要である。

そこで、少年を対象として少年鑑別所や家庭裁判所において行われる調査を参考としつつ、若年受刑者に対する処遇調査を充実させるための措置を採ることが考えられる。

ウ 自由刑の単一化

若年受刑者の改善更生を図るためには、例えば、学力の不足により社会生活に支障がある者に対しては教科指導に重点を置いた矯正処遇を行うなど、それぞれの若年受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うことが重要である。現在も、例えば、少年刑務所において、義務教育未修了の受刑者、社

会生活の基礎となる学力を欠く受刑者、通信制高等学校に在籍している受刑者等に対し、一定期間又は一定時間に集中して、その間、ほぼ作業を行わせることなく教科指導のみを行う取組が行われている。

しかしながら、現行法の自由刑のうち、懲役刑については、作業が刑の内容とされているところ、作業は受刑者の改善更生に重要な役割を果たしているものの、受刑者の特性を考慮すると他の矯正処遇が適している場合にも、一定の時間を作業に割かなければならない。そのため、前述のような取組を更に進めて、受刑者の特性に応じ、刑期の大部分を作業以外の改善指導や教科指導に充てるなど、より個人の特性に応じた矯正処遇を実施することには限界がある。また、禁錮刑については、一律に作業の義務付けを行うことができないものの、受刑者によっては、本人の改善更生にとって作業が有用な場合がある。

そこで、懲役刑・禁錮刑を一本化した上で、その受刑者に対し、作業を含めた各種の矯正処遇を義務付けることができることとする法制上の措置を採ることが考えられる。

これにより、若年受刑者のみならず、現在その数が増えている高齢受刑者や障害を有する受刑者への対応をも柔軟化することが可能になると考えられる。

もっとも、この場合、刑罰の在り方として、それが適切と考えられる者に対しては刑期の大部分を作業以外の処遇に充て得ることとするについて国民の理解が必要であるほか、現行法において懲役刑・禁錮刑の区分が設けられていることの意義についてどのように考えるかといった理論的課題もある。

(2) 施設内処遇と社会内処遇との連携を強化するための刑事政策的措置

受刑者の円滑な社会復帰を図るためには、施設内処遇と社会内処遇との連携を強化することが必要であり、そのための刑事政策的措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実

受刑者の円滑な社会復帰を図るためには、出所前の段階から、刑事施設等と施設外の機関等とが連携して、施設を出た後の住居・就労の確保等を促進することが有用である。現在、刑事施設等において、保護観察所、公共職業安定所等の施設外の機関等と連携した就労支援等のための取組を行っているところであり、この取組を更に進めていくべきである。

そこで、適格者に対する外部通勤作業、外出・外泊等の活用を含め、施設外の機関等と連携した就労支援、修学支援、福祉的支援、釈放前の指導等を充実させることが考えられる。

イ 社会内処遇に必要な期間の確保

施設内処遇の対象者が円滑に社会復帰するためには、施設内処遇に引き続き社会内処遇を行うことが重要であるが、社会内処遇が効果を上げるためには、一定の期間が必要である。

そこで、施設内処遇に引き続き社会内処遇に必要な期間を確保するため、若年者について保護観察付き刑の一部の執行猶予制度の活用を図ること、仮釈放の期間について、いわゆる考試期間主義^{*8}を採用すること等が考えられる。もっとも、考試期間主義の採用については、責任主義の範囲内で適切な仮釈放期間をどのように定めることができるか、刑の事後的変更として許容されないのではないか等の理論的課題がある。

ウ 施設内処遇から一貫した社会内処遇の実施

施設内処遇に引き続く社会内処遇においては、施設内処遇から一貫した処遇を実施することが重要である。

現在、特定の犯罪的傾向のある保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの実施には一定の期間が必要となることから、仮釈放期間が短い者に対して同プログラムを実施することが困難な状況にある。そこで、矯正施設と保護観察所が緊密に連携し、双方における指導内容をより一貫性があるものとするなど、施設内処遇と社会内処遇の全体を通じて適切なプログラムを受けられるようにすることが考えられる。

エ これらの施設外の機関等と連携した矯正処遇等の充実、施設内処遇から一貫した社会内処遇の実施は、受刑者のみならず、少年院送致処分を受けた者についても、同様の措置を採ることが考えられる。

(3) 社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置

罪を犯した者が社会内で自立した生活を送ることを可能とするためには、社会内における処遇・教育を充実させることが重要である。

特に、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合、現行法の

*8 考試期間主義とは、仮釈放の期間を残刑期間とするのではなく、再犯の危険性を標準として仮釈放の期間を定め、その間保護観察に付するという制度とされる。

下であれば少年院送致又は保護観察となる18歳、19歳の者の一部に対し、公訴が提起され、刑の執行猶予が言い渡されることが考えられる。

そこで、刑の執行猶予が言い渡された者に対する社会内処遇を充実させるための刑事政策的措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 保護観察の活用のための刑の全部の執行猶予制度の見直し

刑の全部の執行猶予を言い渡される者について、保護観察に付することが改善更生・再犯防止に有用と考えられる場合がある。しかし、現行法では、保護観察付き刑の全部の執行猶予の猶予期間中の再犯については、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができないため、裁判官が初度の刑の全部の執行猶予を言い渡す際に保護観察に付することを躊躇する場合があるとの指摘がなされている。そこで、保護観察に付することが必要かつ適当な事案について保護観察を活用しやすい状況を整えるため、保護観察付き刑の全部の執行猶予の猶予期間中の再犯であっても、一定の要件の下で、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる仕組みを導入することが考えられる。

また、刑の全部の執行猶予の猶予期間中に更に禁錮以上の刑を言い渡す場合であっても、再度の刑の全部の執行猶予によって社会内処遇の継続を可能とするため、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を「1年以下」から引き上げることも考えられる。

このように執行猶予について柔軟な措置を可能とする場合、執行猶予取消し等の心理的強制による再犯防止の担保機能が低下するおそれがあることから、執行猶予期間中における保護観察の遵守事項の遵守を強く促す等のため、例えば、再度の刑の全部の執行猶予について、情状が重いときに限定することなく遵守事項違反により執行猶予を取り消すことができることとするなど、執行猶予の取消しの要件を緩和することが考えられる。また、執行猶予期間中に罪を犯して公訴提起された場合であっても、公判が長期化して執行猶予期間が経過すると執行猶予が取り消せなくなるため、このようなときに一定の条件の下で執行猶予を取り消すことができる仕組みを導入することなども考えられる。

イ 保護観察・社会復帰支援施策の充実

罪を犯した若年者の改善更生・再犯防止のためには、保護観察を始めとする社会内処遇の充実、就労・住居確保等の社会復帰支援の拡充が有用である。

そこで、若年者に対する保護観察について、若年者の特性に留意するなどしつつ、より充実させることが考えられる。

また、現在、刑事施設出所者等に対する就労支援施策として、刑事施設等、保護観察所及び公共職業安定所が連携した出所者等に対する計画的就労支援のほか、就労支援員による寄り添い型の支援、協力雇用主に対する奨励金の支給が行われているが、これらの施策を更に拡大・充実させるとともに、国民への一層の啓発を図ることで、就労支援の実効性を高めることが考えられる。

さらに、民間の更生保護施設は、親族等の帰住先がない刑事施設出所者等の受入先の中心であるが、同施設入所者の中には、親族等による指導や支援等を期待できないものが少なくないことから、同施設入所者の社会復帰に当たり、更生保護施設において、同施設入所中の支援に加えて、同施設退所後も必要な指導・支援（通所処遇等）等を行う措置を推進していくことが考えられる。

ウ 社会内処遇における新たな措置の導入

社会内処遇の充実という観点からは、例えば、次に掲げる措置を導入するなど、保護観察を始めとする社会内処遇を現行より多様化することが考えられる。

これらの新たな措置は、保護観察における特別遵守事項として設定して行うことも考えられるが、措置の内容によっては、人権保障の観点から、決定に際して裁判所の判断を経る制度とすることなども考えられる。

(ア) 集中的な指導監督や特定行動の禁止

保護観察対象者の改善更生や再犯防止のために処遇の強化や環境の改善等を行う必要性が高いと認められる場合には、特定の施設・場所に居住し、宿泊し、又は通所することを義務付けることや、必要に応じて休日、夜間等を活用した集中的な指導監督を行うことが考えられる。

また、再犯につながるおそれの高い行動を抑止することを通じて改善更生を図ることが特に必要であると認められる場合には、夜間等の特定の時間帯の外出や特定の施設・地域への立入りを禁止することなどが考えられる。

(イ) 医療受診等や福祉への相談の義務付け

保護観察対象者の犯行の背景に、依存症その他の疾患等が関わっており、これらへの対応が改善更生のために特に必要である場合に、有用と

認められる医療機関等でのプログラムの受講のほか、対象者の同意を得た上で、医療機関での受診や医師の指示に従った通院、服薬等を義務付けることが考えられる。また、現行法では、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を有する者が医療等の専門的援助を受けた場合には薬物再乱用防止プログラムの受講の一部を免除し得る制度を採用しているところ、薬物事犯に限らず、他の専門的処遇プログラムについても、医療機関等でのプログラムの内容が専門的処遇プログラムの内容と重なる場合等には、同様に受講を一部免除し得る制度を採用することが考えられる。

さらに、保護観察対象者の生活状況等に鑑みると福祉関係機関による支援を受けることが必要であると認められるものの、当該対象者が福祉関係機関による支援を受けることについて合理的な理由なく消極的な姿勢を示すなどして保護観察官等の指導に従わないおそれがある場合には、福祉関係機関への相談を義務付けることも考えられる。

エ その他の社会内処遇及びこれに関連する手段等の活用

前記アないしウの措置は、公訴が提起され、刑の執行猶予が言い渡される場合を想定したものであるが、次のとおり、公訴の提起後、刑事裁判の係属中に調査・調整や社会内処遇を行うことのほか、その充実強化のため、これに関連する既存の手段等を活用することが考えられる。

(ア) 宣告猶予制度の導入

判決や刑の宣告を回避しつつ、司法判断を経た上で保護観察を行うことを可能とする制度として、宣告猶予制度の導入が考えられる。具体的には、裁判所が、審理の結果、被告人が有罪であると認めた場合において、有罪判決の宣告を一定期間行わない制度（判決の宣告猶予）や、刑の宣告のみを一定期間行わない制度（刑の宣告猶予）を導入し、宣告猶予の間、保護観察や保護観察所その他の公私の団体に対する補導委託などの社会内処遇を行うとともに、保護観察官による調査・調整を行うことが考えられる。

(イ) 現行の少年審判手続における調査機能等の活用

現行の少年審判手続においては、少年鑑別所における鑑別、家庭裁判所調査官による調査・試験観察が行われ得るほか、家庭裁判所は、試験観察と併せて適当な団体等に補導を委託することが可能であり、これらによって裁判所の判断に必要な資料が収集されている。

少年法適用対象年齢が引き下げられた場合、若年者に対する刑事裁判

の審理の過程で、こうした少年鑑別所の鑑別機能や家庭裁判所調査官の調査機能を活用することや、保護観察所その他の公私の団体に対する補導委託を用いることのほか、保護観察官の調査・調整機能を活用することが考えられる。

また、前記ウのような社会内処遇における新たな措置を導入するに際して裁判所が関与する制度とする場合には、裁判所の判断に資するように、こうした機能等を活用することも考えられる。

なお、ヒアリングにおいては、若年者の刑事事件について、家庭裁判所の専属的管轄とすることにより、家庭裁判所調査官が行う社会調査やケースワークを宣告猶予の判断等に用いるものとするとの提案もあった。

オ 社会復帰を支援するための更生保護の環境整備

更生保護官署における処遇機能を向上させ、保護観察の充実強化を図るための方策として、例えば、アセスメントのための新たなツール等の開発・運用、保護観察適合性等に関する各種研究・研修等の実施、保護観察所職員と少年鑑別所職員等との人事交流の推進、更生保護官署における調査専門部門を創設するための人的体制の整備等が考えられる。

また、罪を犯した者の社会復帰を円滑かつ確実なものとするためには、社会復帰支援の環境を整備することも必要であり、社会内処遇の拠点となり得る更生保護施設等の受入れ機能の充実及び社会福祉士等を含む職員や協力者の確保等、罪を犯した者の社会復帰を支援する体制を人的・物的に充実させるための措置を講ずることが考えられる。

- (4) 罰金又は起訴猶予となる者に対する再犯を防止するための刑事政策的措置
罪を犯した若年者については、その問題に早期に対応することが改善更生・再犯防止にとって有用である。罰金又は起訴猶予となった者に対しても、再犯防止に必要な処遇を行うことが適切な場合があり、現在も、検察庁では、支援の必要な被疑者を起訴猶予とした場合などに、保護観察所や外部機関と連携し、福祉サービスの受給や更生緊急保護の申請を支援するなどの取組(いわゆる入口支援)が行われている。

また、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられた場合、現行法の下であれば、保護処分が付され、又は家庭裁判所における試験観察や保護的措置を経て不処分・審判不開始になる18歳、19歳の者の一部が、罰金又は起訴猶予となることが想定される。

そこで、これらの者に対する再犯防止や改善更生のための措置として、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 罰金の保護観察付き執行猶予の活用

罰金を科される者について、社会内処遇を行うことが再犯を防止するのに有効な場合、罰金における保護観察付き執行猶予を活用することが考えられる。

イ 起訴猶予等に伴う再犯防止措置

被疑者を起訴猶予等とする場合に、再犯防止に向けた働き掛けを行うため、前述した入口支援や更生緊急保護の運用を更に充実させるほか、現行法上、身体拘束された後、起訴猶予処分となった者等が対象とされている更生緊急保護について、検察官による起訴猶予の処分前にも実施し得ることとするなどその対象範囲を拡大することが考えられ、併せて、検察官は、起訴猶予等とするときは、被疑者に訓戒、指導等を行うことができる旨を明文化することも考えられる。

また、被疑者の生活環境や生活態度の改善状況等により、検察官の終局処分の内容が変わり得る場合に、検察官が同処分の決定に際してその改善状況等を把握するため、検察官が、被疑者の意思に反しないことを前提に、終局処分前に、保護観察所その他の公私の団体に対し、帰住先の確保を含めた生活環境の調整等を依頼することを可能とする仕組みを導入することも考えられる。

ウ 少年鑑別所や保護観察所等の調査・調整機能の活用

検察官においてより適切な措置を採ることを可能にするため、例えば、少年鑑別所の鑑別技官等が身柄事件・在宅事件の被疑者と面接した結果や保護観察所の保護観察官が家族等との調整を行った結果を活用するなど、現在の少年鑑別所や保護観察所等の調査・調整機能を更に積極的に活用することが考えられる。

(5) 若年者に対する新たな処分の導入

18歳、19歳の者が保護処分の対象外となった場合、これらの者のうち、刑罰としての自由刑の執行を受けるものについては、前記(1)記載のとおり、少年院において自由刑の執行を受け、又は刑務所においてその特性に応じた処遇を受けることを可能とする措置を採るほか、前記(1)及び(2)の刑事政策的措置により対応することが考えられる。また、犯した罪が比較的軽微であることなどから自由刑の執行を受けるに至らない者については、前記(3)及び(4)

の刑事政策的措置により対応することが考えられる。

これに対し、保護処分の対象外となった場合には、上記のような自由刑の執行を受けるときであっても、少年院で実施されているのと同じの内容の処遇を実施することには限界があり、また、刑事処分においては、要保護性に応じて処分が決定されるわけではないため、特に、犯した罪が比較的軽微である者について、必要な処遇が行われないことがある等の理由により、前記(1)ないし(4)の各措置では18歳、19歳の者を含む若年者の保護として不十分であるとする立場から、18歳以上一定年齢未満の若年者について、現行法の少年審判に準ずる調査・鑑別手続を経た上で、少年院送致に準ずる処分や保護観察に準ずる処分を行う制度を導入することが適当であるとの考え方もあり得る。

もっとも、これらの処分は、若年者を施設に収容するなど、権利を制約する側面が大きい場合もあることから、その処分の正当化根拠・法的性質をどのように考えるか、刑罰における責任主義から導かれ得る処分の範囲を超えてこのような処分に付する場合には、権利を過度に制約することにはならないか等の理論的に検討すべき課題、当該処分に付するか否か及びその収容等の期間について、いかなる基準により決するものとするのか等の制度設計上の課題がある。

(6) 「若年者」の範囲

「若年者」の範囲は、例えば、若年者に対する施設内処遇を充実させる措置の対象とする「若年者」に関しては、現在の行刑実務において、26歳未満の者について、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者が一定程度存在すると認められていることを考慮し、26歳未満の者を「若年者」とすることが一案として考えられるところ、他の措置に関しても、各措置の目的、内容等に応じて、対象とする範囲を定めることが考えられる。

(7) 手続の在り方

前記(1)ないし(5)記載のとおり、若年者に対する様々な刑事政策的措置が考えられるところであるが、必要に応じ、それぞれの手続の在り方について、更に検討を要することとなる。

(8) その他

少年法の適用対象年齢を引き下げる場合には、少年院の収容継続を可能とする年齢の上限や成人年齢に達した後であっても保護観察を実施することが

できる期間・年齢の上限を見直すことが考えられる。

また、推知報道の禁止の対象についてもその年齢が引き下げられると考えられるが、前記(5)の新たな処分を導入する場合には、その対象者について推知報道の禁止の対象とするか否かを別途検討することになると考えられる。

第3 おわりに

法務省においては、本勉強会の成果も踏まえ、今後も、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について更に検討を重ねる予定である。

以上